

福島県保健医療福祉関係実習生受入実施要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、保健福祉部において、保健・医療・福祉に係る人材を養成する大学、高等学校、専修学校、各種学校等（以下「養成所」という。）からの依頼により、実務に係る研修を受ける者（以下「実習生」という。）を受け入れるに当たっての必要事項を定める。

(受入れの手続き)

第2条 保健福祉部の公所において実習生の受入れを希望する養成所は、受け入れてほしい公所の公所長に対し、原則として、実習を希望する年度の前年度の2月末までに、様式1に必要な資料を付して申込みを行うものとする。

2 申込みを受けた公所長は、必要に応じて受入時期等を申込みのあった各養成所と調整の上、受入れの可否を決定し、様式2により各養成所に通知するものとする。

3 受入れが困難な場合には、その旨を各養成所に伝え、必要に応じ養成所間で調整を図らせるものとする。なお、広域での調整が必要等の理由により、養成所間での調整が困難であり、各公所間の調整が必要な場合には、申込みを受けた公所長からの依頼により、保健福祉総務領域において調整の場を設けるものとする。

(経費等の負担)

第3条 県は、養成所及び実習生に対し、実習に要する経費の負担は原則として求めないものとし、一方、実習生に対し報酬、賃金、その他実習に伴い一切の経済的利益を与えないものとする。

(服務)

第4条 実習生は、実習中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

2 実習生は、実習中、福島県職員が遵守すべき法令、条例等及び実習先の公所長（以下「公所長」という。）及び実習先の職員の指示に従わなければならない。

3 実習生は、個人情報等実習中に知り得た情報（公開されているものを除く。）について一切漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

4 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表等するときは、事前に公所長の了解を得なければならない。

(実習の中止)

第5条 公所長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、実習を中止することができるものとする。

実習生が第4条の規定による服務義務に従わない場合又はその他の理由により実習を継続することが困難なとき。

実習を継続することにより公所の業務に支障が生じたとき、又はそのおそれがある

とき。

実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。

(事故責任等)

第 6 条 実習生又は養成所は、実習中の事故により実習生が損害を受ける場合に備え保険に加入するとともに、事故が起きた場合には実習生自ら又は養成所において対応しなければならない。

2 前項の規定における保険の加入が確認できない場合、公所長は、実習生の公用車への同乗等実習の一部の実施について断ることができるものとする。

3 実習生が故意又は過失により福島県又は第三者に損害を与えた場合は、実習生及び養成所は、連帯して責任を負わなければならない。

4 公所長は、実習生に対し、必要に応じ健康に関わる資料の提出を求めることができるものとし、その状況によっては、実習生の受入れを断ることができるものとする。

(誓約書等)

第 7 条 実習生は、公所長に様式 3 により実習開始日までに誓約書を提出しなければならない。

2 養成所は、前項の規定による誓約書の遵守について、実習生に指導徹底を図るとともに、養成所として遵守すべき事項について公所と様式 4 により覚書を締結するものとする。

(雑則)

第 8 条 この要綱における様式は、要綱の規定に反しない範囲で各公所において項目等を追加して差し支えないものとする。また、項目等を具備していれば、独自の様式を使用しても差し支えないものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、実習に関し必要な事項は別途定める。

附 則

1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 16 年度における実習生の受入れについては、第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

様式1（第2条関係）

番 号
平成 年 月 日

【 公 所 名 】 長

養成所名
代表者職名
代表者氏名

保健医療福祉関係実習生の受入れについて（依頼）

本養成所の学生について下記のとおり実習させたいため、福島県保健医療福祉関係実習生受入実施要綱第2条第1項の規定により申し込みます。

記

学生の氏名	学部、学年等	実習目的	希望時期、期間

- 添付書類
- ・実習目的、実習希望内容について記載した資料
 - （様式任意） ・実習生に関する資料（住所、帰省先、実習時の交通手段等）
 - ・事故等緊急時の連絡先

連絡先 所 属：
職・氏名：
電話番号：

様式2（第2条関係）

番 号
平成 年 月 日

【 申 込 者 】 長 様

【 公 所 名 】 長

保健医療福祉関係実習生の受入れについて（通知）

平成 年 月 日付け 第 号により申込みのあったこのことについて、下記のとおり決定しましたので、福島県保健医療福祉関係実習生受入実施要綱第2条第2項の規定により通知します。

記

1 決定内容

貴職から申込みのあった実習生につきましては、
次のとおり受け入れます。
今回は受け入れることができません。

2 受入時期等

受入学生氏名	受入時期、期間	備考

3 受入れ困難な場合その理由

（事務担当 電話 - - ）

様式3（第7条関係）

誓 約 書

平成 年 月 日

【公 所 名】 長 様

養成所名

氏 名

私は、実習生として福島県において実習を受けるに当たり、下記項目について遵守することを誓約します。

記

- 1 実習中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めます。
- 2 福島県職員が遵守すべき法令、条例等及び福島県保健医療福祉関係実習生受入実施要綱の規定を守るとともに、福島県の信用を傷つけるような行為や不名誉となるような行為は行いません。また、実習先の公所長及び職員の指示に従います。
- 3 実習中に知りえた情報(公開されているものを除く。)については、一切漏らしません。実習終了後についても同様とします。
- 4 実習中は、特定の政党、企業、団体等の利益のための行為は行いません。
- 5 病気等のため予定されていた実習を受けられない場合は、事前にその旨を連絡します。やむを得ない場合は、事後速やかにその旨を連絡します。
- 6 実習の成果として論文等を外部に発表するときは、事前に実習先の公所長の了解を得ます。
- 7 実習に関連して、福島県又は第三者に損害を与えた場合は、自ら責任を負います。また、実習中の事故に対しても、自らの責任において対応します。

様式4（第7条関係）

福島県保健医療福祉関係実習生受入れに関する覚書

福島県【公所名】（以下「甲」という。）と【養成所名】（以下「乙」という。）は、甲が乙の学生を実習生として受け入れるに当たり、福島県保健医療福祉関係実習生受入実施要綱（以下「実施要綱」という。）第7条第2項の規定により、次のとおり覚書を交換する。

（誓約書の遵守）

第1条 乙は、実施要綱第7条第1項の規定により実習生が甲に対して提出した誓約書の遵守について指導徹底を図らなければならない。

（実習の中止）

第2条 甲は、やむを得ない場合には、実施要綱第5条の規定により実習を中止することができる。

（保険への加入）

第3条 乙は、実習中の事故に備え傷害保険及び損害賠償責任保険に自ら加入するか又は実習生に加入させなければならない。

（損害への責任）

第4条 乙は、実習生が故意又は過失により福島県又は第三者に損害を与えた場合には、これに対し実習生と連帯して責任を負わなければならない。

（有効期限）

第5条 この覚書は、甲乙いずれかから解約の申し出があるまでは有効とする。

平成 年 月 日

甲

乙